

前金払・中間前金払の取扱いについて

1 前金払・中間前金払とは

昨今の社会情勢の影響による労働者不足や資材価格の高騰等が継続している中、適正な施工等の確保、受注者の資金調達の円滑化を促すことを目的としています。

2 対象案件

当初契約金額(税込)が1件100万円を超える建設工事、および建設工事に関する測量、建設コンサルタント等(コンサル)の委託業務

3 請求可能額

請求額は、当初契約金額(税込)に対して以下の割合の範囲内とします。

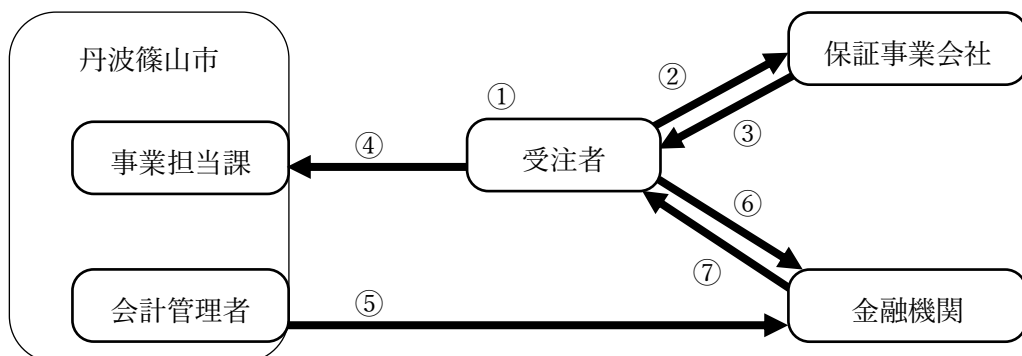
| 項目 | 建設工事 | コンサル | 限度額 |
|-------|-------|-------|-----|
| 前払金 | 40%以内 | 30%以内 | 無 |
| 中間前払金 | 20%以内 | (対象外) | 無 |

- ・前払金と中間前払金合計額の限度額はありません。
- ・中間前払金と部分払の併用はできません。

4 手続き

(1)前金払

- ① 契約時に、受注者が前金払請求の有無を判断します。
- ② 受注者が保証事業会社に保証の申込をします。
- ③ 保証事業会社が保証証書を発行します。
- ④ 受注者が事業担当課に「前金払請求書(様式第1号)」、保証証書を提出します。
- ⑤ 発注者が請求を受けた日から14日以内に、丹波篠山市会計管理者が前金払を行います。
- ⑥ 受注者が金融機関に払出請求をします。
- ⑦ 金融機関が受注者に支払いをします。

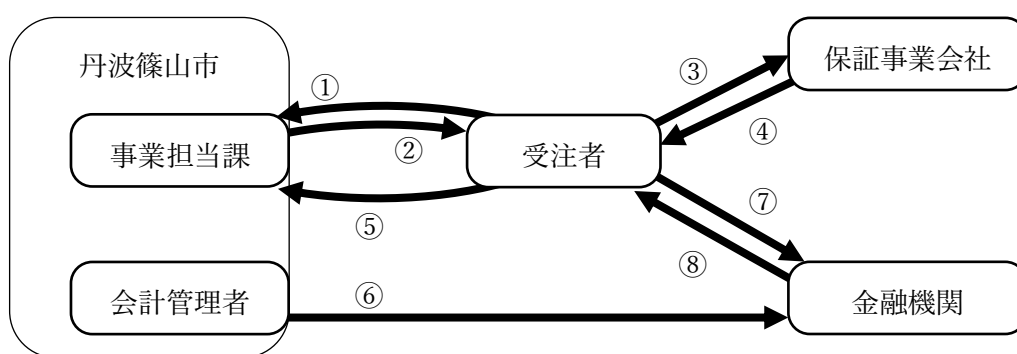


(2) 中間前金払

中間前金払の支払いには、次の条件をすべて満たしている必要があります。

- ・すでに前金払を受けた工事であること
- ・工期の2分の1を経過していること
- ・工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
- ・出来高が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること

- ① 上記の条件を満たした段階で、受注者が事業担当課に対して「中間前金払認定請求書（様式第2号）」を提出します。このとき、事業担当課の指示にしたがい、条件を満たしていることがわかる「工事履行報告書（様式第3号）」および実施工程表等を提出してください。
- ② 発注者が受注者に対して「中間前金払認定調書（様式第4号）」を提出します。
- ③ 受注者が保証事業会社に保証の申込をします。
- ④ 保証事業会社が保証証書を発行します。
- ⑤ 受注者が事業担当課に「中間前金払請求書（様式第1号）」、保証証書を提出します。
- ⑥ 発注者が請求を受けた日から14日以内に、丹波篠山市会計管理者が中間前金払を行います。
- ⑦ 受注者が金融機関に払出請求をします。
- ⑧ 金融機関が受注者に支払いをします。



別添資料：様式第1号) 前金払・中間前金払請求書
様式第2号) 中間前金払認定請求書
様式第3号) 工事履行報告書
様式第4号) 中間前金払認定調書

参考：丹波篠山市公共工事等前金払取扱要綱(平成29年要綱第83号)

5 前払金支出割合区分に係る一般管理費等率補正係数

① 入札および見積の積算において、一般管理費等率の算定における前払金支出割合区分による補正は、国土交通省が定める公共工事共通費積算基準により、下表のとおり運用します。

| | | | | | |
|---------------|---------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 前払金支出 割合区分 | 0%を超え 5%以下 | 5%を超え 15%以下 | 15%を超え 25%以下 | 25%を超え 35%以下 | 35%を超え 40%以下 |
| 補正係数 | 1.05 | 1.04 | 1.03 | 1.01 | 1.00 |

※ 前払金の請求金額は原則として 35%を超え 40%以下とする

② 前払金の保証がない工事（当初契約金額 100 万円以下）については、上記の一般管理費等率の補正の対象外とします。

6 適用

この取扱いは、令和 6 年 4 月 1 日から入札公告、入札通知および見積依頼をする案件に適用します。

前 中 間 前 払
工 事 費 請 負 部 分 金 請 求 書
精 算

| | | | |
|------|----------------------|--------------|-----------------|
| 工事番号 | 第 号 | 工事場所 | 丹波篠山市 地内 |
| 工事名 | | | |
| 工事請負 | 前 中 間 前 払 部 分 精 算 | 金額 | ¥ |
| 振込口座 | (金融機関名) | | 銀行・信用金庫・信用総合・農協 |
| | (支店名) | (種類) 普通 ・ 当座 | |
| | (口座名義人) | (口座番号) | |

上記金額請求いたします。

令和 年 月 日

丹波篠山市長 酒井 隆明 様

住 所

氏 名

前 中 間 前 払
工 事 費 請 負 部 分 金 請 求 書
精 算

| | | | |
|------|----------------------|--------------|-----------------|
| 工事番号 | 第 号 | 工事場所 | 丹波篠山市 地内 |
| 工事名 | | | |
| 工事請負 | 前 中 間 前 払 部 分 精 算 | 金額 | ¥ |
| 振込口座 | (金融機関名) | | 銀行・信用金庫・信用総合・農協 |
| | (支店名) | (種類) 普通 ・ 当座 | |
| | (口座名義人) | (口座番号) | |

上記金額請求いたします。

令和 年 月 日

丹波篠山市長 酒井 隆明 様

住 所

氏 名

令和 年 月 日

丹波篠山市長

様

受注者 住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

中 間 前 金 払 認 定 請 求 書

下記工事について、中間前金払の認定を請求します。

記

1 工事名

2 請負代金額 ¥

| (出来高予定額) | | |
|----------|----|----------|
| 令和 | 年度 | <u>¥</u> |
| 令和 | 年度 | <u>¥</u> |

3 契約年月日 令和 年 月 日

4 工期 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

- (注) 1 認定資料として工事履行報告書(別紙)を添付する。
2 工期が2箇年度以上にわたる契約の場合は、各年度の出来高予定額を記入する。

工 事 履 行 報 告 書

| 工事名 | | | | | | | |
|---------|---------------------------|--------|-------------------|--------------|----------------------------|-------------------------------|----|
| 工期 | ～ | | | | | | |
| 日付 | (月分) | | | | | | |
| 月別 | 予定工程 % () 内は工程 変更後 | 実施工程 % | 休日数 ^{※1} | | | | 備考 |
| | | | 対象数 (A) | 土日休日数 (B) | 平日休日数 (C) ^{※2} | 休日計 (D) ^{※3} =B+C | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 計 | | | ΣA | | | ΣD | |
| (休日取得率) | | | ΣD/ΣA=〇〇% | | | | |
| (記事欄) | | | | | | | |

※1 休日数は、現場稼働中〔工事着手（現場測量等）前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の原則土曜日曜の日数とする。悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。

※2 (C)は土曜・日曜の振り替え日数を計上することとし、上限は2日とする。

※3 (D)の日数は、(D) ≤ (A)となる。

| | | | |
|-----------|--|-----------|-----------|
| 総括 監督員 | | 主任 監督員 | 現場 技術員 |
| | | | |

| | |
|-----------|-------------------|
| 現場 代理人 | 主任 (監理) 技術者 |
| | |

中間前金払認定調書

| | |
|--|---------------------|
| 契約の相手方 | |
| 工事名 | |
| 工期 | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 |
| 契約金額 | ¥ |
| 契約年月日 | 令和 年 月 日 |
| 摘要 | |
| <p>上記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>丹波篠山市</p> <p>印</p> | |